

令和8年熊本地震に伴う仮住宅としての市営住宅の提供

令和8年熊本地震により住宅に困窮されている方に、仮住宅として市営住宅を提供（生活必需品を含む）します。

- 1 対象者 令和8年熊本地震により、居住家屋が被災し、居住が困難となった方
※居住家屋の全壊、半壊等に係るり災証明の交付を受けている方、または、
今後交付が見込まれる方

2 提供する仮住宅

市営住宅 7戸

(内訳)

(戸)

中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
2	1	0	2	0	1	1	0

3 提供期間

6か月間（自宅の修繕・復旧等の状況を踏まえて延長）

4 使用料

無料（電気、ガス、水道代等は自己負担）

5 生活必需品の提供

仮住宅に入居された方には、次の生活必需品を無償で提供します。

【寝具及び日用品】

布団、調理器具、食器、石鹸、タオル、トイレットペーパー等

【電化製品】

照明器具、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、湯沸かしポット、テレビ、扇風機、エアコン

6 手続

住宅政策課において相談の受付を行い、被災者が希望した仮住宅を所管する区建築課において申込みを受け付けます。

(1) 相談受付場所

広島市役所本庁舎5階 住宅政策課 TEL (082) 504-2293

(2) 相談受付期間

令和8年8月7日（金）から当面の間

午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

(3) 提出書類（後日提出可）（提出先：区建築課）

① り災証明書（被災した居住家屋の状況が記載されているもの）

② 住民票の写し（被災した住宅に居住されていた全員のもの）